

医道審議会

主管省及び庶務担当部局課 厚生労働省医政局医事課

電話番号 (03)5253-1111 (代表)

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

根拠法令 厚生労働省設置法第6条第1項

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務 医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、薬剤師法、死体解剖保存法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 医道分科会

(所掌事務)

医師法第7条第3項及び第24条の2第2項、歯科医師法第7条第3項及び第23条の2第2項並びに医療法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 医師分科会

(所掌事務)

医師法第10条第2項、第16条の2第5項、第16条の3第2項、第16条の10第2項及び第16条の11第2項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 歯科医師分科会

(所掌事務)

歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

4. 保健師助産師看護師分科会

(所掌事務)

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

5. 理学療法士作業療法士分科会

(所掌事務)

理学療法士及び作業療法士法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

6. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会

(所掌事務)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

7. 薬剤師分科会

(所掌事務)

薬剤師法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

8. 死体解剖資格審査分科会

(所掌事務)

死体解剖保存法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会>

1. 医道分科会

診療科名標榜部会、麻酔科標榜資格審査部会

2. 医師分科会

医師臨床研修部会、医師専門研修部会、医師国家試験K・V部会、医師国家試験事後評価部会、医師国家試験改善検討部会、医師国家試験出題基準改定部会、精神保健指定医資格審査部会、医学生共用試験部会

3. 歯科医師分科会

歯科医師臨床研修部会、歯学生共用試験部会、歯科医師国家試験K・V部会、歯科医師国家試験事後評価部会、歯科医師国家試験制度改善検討部会、歯科医師国家試験出題基準改定部会

4. 保健師助産師看護師分科会

看護師等確保基本指針検討部会、看護倫理部会、保健師助産師看護師国家試験K・V部会、保健師助産師看護師国家試験事後評価部会、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会、保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会、看護師特定行為・研修部会

5. 理学療法士作業療法士分科会

理学療法士作業療法士倫理部会、理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

6. 薬剤師分科会

薬剤師倫理部会、薬剤師国家試験K・V部会、薬剤師国家試験事後評価部会、薬剤師国家試験制度改善検討部会、薬剤師国家試験出題基準改定部会

委員<定数> 30 人以内 $\left[\begin{array}{l} \text{(社)日本医師会の長、(社)日本歯科医} \\ \text{師会の長、学識経験者} \end{array} \right]$

うち常勤 なし

<任期> 2年

- <氏名> ○一戸 達也 (東京歯科大学副学長)
 遠藤 久夫 (学習院大学長)
 釜菡 敏 (公益社団法人日本医師会 常任理事)
 ○萱間 真美 (国立看護大学校長)
 河嶋 知子 (独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院
 看護部長)
 木戸 道子 (日本赤十字社医療センター第一産婦人科部長
)
 ◎○楠岡 英雄 (独立行政法人国立病院機構名誉理事長)
 柑本 美和 (東海大学法学部法律学科教授)
 國土 典宏 (国立研究開発法人国立国際医療研究センタ
 ー理事長)
 ○才藤 栄一 (学校法人藤田学園 最高顧問)
 佐々木 啓一 (東北大学 参与)

- 清水 貴子（社会福祉法人聖隷福祉事業団顧問）
 高橋 弘枝（公益社団法人日本看護協会会長）
 高橋 英登（公益社団法人日本歯科医師会会長）
- 中谷 晴昭（千葉大学理事長・副学長）
 西 真弓（奈良県立医科大学名誉教授）
 林 美加子（大阪大学大学院歯学研究科教授）
- 深山 正久（地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院遠隔病理診断センター長）
 星 周一郎（東京都立大学法学部教授）
 松本 吉郎（公益社団法人日本医師会会長）
 三浦 宏子（北海道医療大学歯学部保健衛生学分野教授）
- 三澤 日出巳（慶應義塾大学薬学部教授）
 森 悦子（中野公証場公証人）
 森 昌平（公益社団法人日本薬剤師会副会長）
 山田 雅子（聖路加国際大学大学院看護学研究科教授）

諮問・答申事項等

- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について（R4. 7. 20 諮問、R4. 7. 21 答申）
- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について（R4. 10. 20 諮問、R4. 10. 20 答申）
- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について（R5. 2. 3 諮問、R5. 2. 8 答申）
- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について（R5. 7. 25 諮問、R5. 7. 26 答申）

- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について (R5. 11. 21 諮問、R5. 11. 22 答申)
- ・ 医師及び歯科医師等の行政処分等について (R6. 2. 7 諮問、R6. 2. 7 答申)
- ・ 薬剤師に対する行政処分について (R4. 7. 27 諮問、R4. 7. 28 答申)
- ・ 薬剤師に対する行政処分について (R4. 12. 20 諮問、R4. 12. 21 答申)
- ・ 薬剤師に対する行政処分について (R5. 10. 13 諮問、R5. 10. 16 答申)
- ・ 第 108 回薬剤師国家試験の施行について (R4. 7. 29 答申)
- ・ 第 108 回薬剤師国家試験の合格基準について (R5. 3. 14 答申)
- ・ 第 109 回薬剤師国家試験の施行について (R5. 7. 25 答申)
- ・ 第 109 回薬剤師国家試験の合格基準について (R6. 3. 12 答申)
- ・ 第 117 回医師国家試験の科目及び実施並びに令和 4 年度英語による医師国家試験の科目及び実施について (R4. 4. 8 諮問、R4. 4. 19 答申)
- ・ 第 117 回医師国家試験における合格者の決定の方法について (R5. 3. 1 諮問、 R5. 3. 2 答申)
- ・ 第 118 回医師国家試験の科目及び実施、令和 5 年度英語による医師国家試験の科目及び実施並びに令和 5 年度医師国家試験予備試験の科目、実施及び合格者の決定の方法について (R5. 3. 1 諮問、R5. 3. 2 答申)

- ・ 第 118 回医師国家試験における合格者の決定の方法について（R6. 2. 27 諮問、R6. 2. 28 答申）
- ・ 第 119 回医師国家試験の科目及び実施、令和 6 年度英語による医師国家試験の科目及び実施並びに令和 6 年度医師国家試験予備試験の科目、実施及び合格者の決定の方法について（R6. 2. 27 諮問、R6. 2. 28 答申）
- ・ 第 116 回歯科医師国家試験の科目及び実施並びに令和 4 年度英語による歯科医師国家試験の科目及び実施について（R4. 4. 12 諮問、R4. 4. 12 答申）
- ・ 第 116 回歯科医師国家試験の合格者の決定の方法、第 117 回歯科医師国家試験の科目及び実施、令和 5 年度歯科医師国家試験予備試験の科目、実施及び合格者の決定の方法並びに令和 5 年度英語による歯科医師国家試験の科目及び実施について（R5. 3. 6 諮問、R5. 3. 6 答申）
- ・ 第 117 回歯科医師国家試験の合格者の決定の方法、第 118 回歯科医師国家試験の科目及び実施、令和 6 年度歯科医師国家試験予備試験の科目、実施及び合格者の決定の方法並びに令和 6 年度英語による歯科医師国家試験の科目及び実施について（R6. 3. 4 諮問、R6. 3. 5 答申）
- ・ 第 109 回保健師国家試験、第 106 回助産師国家試験及び第 112 回看護師国家試験の科目及び実施について（R4. 4. 22 諮問、答申）
- ・ 第 109 回保健師国家試験、第 106 回助産師国家試験及び第 112 回看護師国家試験の可否決定について（R5. 3. 9 諮問、R5. 3. 10 答申）

- ・第 110 回保健師国家試験、第 107 回助産師国家試験及び第 113 回看護師国家試験の科目及び実施について（R5. 4. 13 諮問、R5. 4. 21 答申）
- ・第 110 回保健師国家試験、第 107 回助産師国家試験及び第 113 回看護師国家試験の合否決定について（R6. 3. 7 諮問、R6. 3. 8 答申）
- ・第 111 回保健師国家試験、第 108 回助産師国家試験及び第 114 回看護師国家試験の科目及び実施について（R6. 3. 7 諮問、R6. 3. 8 答申）
- ・第 58 回理学療法士国家試験及び第 58 回作業療法士国家試験における合格者の決定の方法並びに第 59 回理学療法士国家試験及び第 59 回作業療法士国家試験の科目及び実施について（R5. 3. 8 諮問、R5. 3. 9 答申）
- ・第 59 回理学療法士国家試験及び第 59 回作業療法士国家試験における合格者の決定の方法並びに第 60 回理学療法士国家試験及び第 60 回作業療法士国家試験の科目及び実施について（R6. 3. 6 諮問、R6. 3. 7 答申）
- ・第 59 回理学療法士作業療法士国家試験における合格者の決定の方法について（R6. 3. 27 諮問、R6. 3. 29 答申）
- ・保健師、助産師及び看護師に対する行政処分等について（R5. 11. 22 諮問、R5. 11. 27 答申）
- ・理学療法士に対する行政処分について（R5. 1. 18 諮問、R5. 1. 24 答申）
- ・理学療法士及び作業療法士に対する行政処分について（R6. 1. 12 諮問、R6. 1. 12 答申）

- ・死体解剖資格の認定について（R4. 4. 15 諮問、R4. 4. 22 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R4. 7. 7 諮問、R4. 7. 28 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R4. 10. 21 諮問、R4. 11. 9 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R5. 2. 21 諮問、R5. 3. 8 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R5. 10. 3 諮問、R5. 10. 25 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R5. 12. 14 諮問、R6. 2. 6 答申）
- ・死体解剖資格の認定について（R6. 2. 21 諮問、R6. 3. 12 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R4. 8. 23 諮問、R4. 8. 24 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R4. 11. 30 諮問、R4. 12. 2 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R5. 3. 14 諮問、R5. 3. 27 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R5. 8. 31 諮問、R5. 8. 31 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R5. 12. 1 諮問、R5. 12. 1 答申）
- ・歯科医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修に関する指定等について（R6. 3. 14 諮問、R6. 3. 22 答申）
- ・公的化後の共用試験に関する意見（R5. 6. 30 意見）
- ・共用試験実施機関の指定に関する意見（R5. 12. 25 意見）
- ・麻酔科標榜の許可について（R4. 8. 3 答申）
- ・麻酔科標榜の許可について（R4. 12. 2 答申）

- ・麻酔科標榜の許可について（R5. 3. 31 答申）
- ・麻酔科標榜の許可について（R5. 8. 3 答申）
- ・麻酔科標榜の許可について（R5. 12. 6 答申）
- ・麻酔科標榜の許可について（R6. 3. 21 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R4. 5. 2 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R4. 6. 9 諮問、R4. 7. 22 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R4. 9. 28 諮問、R4. 10. 7 答申）
- ・精神補化指定医の指定について（R4. 12. 19 諮問、R5. 1. 27 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R5. 4. 5 諮問、R5. 4. 18 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R5. 6. 19 諮問、R5. 7. 21 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R5. 10. 2 諮問、R5. 11. 29 答申）
- ・精神保健指定医の指定について（R5. 12. 14 諮問、R6. 1. 15 答申）
- ・指定研修機関の指定について（R4. 8. 22 諮問、R4. 8. 30 答申）
- ・指定研修機関の指定について（R5. 2. 17 諮問、R5. 2. 22 答申）
- ・指定研修機関の指定について（R5. 8. 23 諮問、R5. 8. 31 答申）
- ・指定研修機関の指定について（R6. 2. 2 諮問、R6. 2. 22 答申）
- ・看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について（R5. 8. 24 諮問、R5. 9. 11 答申）

- ・ 公的化後の共用試験に関する意見（R4. 5. 23 意見）
- ・ 共用試験実施機関の指定に関する意見（R5. 1. 30 意見）